

随意契約結果表

担当課名	環境創造課
案件名	電動棺運搬車購入
案件の概要	三田市聖苑で使用する電動棺運搬車を1台購入するもの。 (棺運搬車2台で火葬受入を行っているが、今後、オーバーホール等の工場整備を実施する際に、1台で火葬受入を行わなければならない、運営業務に支障を来たすため、1台新設する)
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和2年10月9日
契約の相手方	株式会社宮本工業所
契約金額	2,145,000 円(うち消費税 195,000 円)
契約期間	令和2年10月9日から令和3年3月25日まで
随意契約とした理由	<p>三田市聖苑の火葬炉設備は、火葬炉の耐火材や制御操作盤をはじめ、多数の部位に特許事項が存在する特殊設備である。取骨台車を購入するにあたっては、火葬炉設備と整合のとれるものを購入する必要がある。現在、火葬炉設備は、宮本工業所製を使用しており、付帯設備についても同一社製にすることで、点検費等が別途でかかる必要がなく、火葬炉設備総合点検内で点検を行うことができ、トラブル時にも迅速に対応が可能である。</p> <p>また、火葬対応や葬送行為がスムーズに行われないと、ご遺体の尊厳が保たれず、ご遺族の心情も損なわれ、ひいては、三田市の業務自体の信用性にかかわる。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とし、当該設備に関する特許事項の権利者でもある宮本工業所から購入する。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)